

# 就学年齢は引き下げてよいか



## 堀 要

しての決定的なこの問題の解決的な結論を出すことはできない。

### (一)

就学年齢を引き下げる問題はどのようにして起こったか、及びこの問題がどの程度に当局者によって検討せられているのかについては現在私は何も知っていない。また現在どういう人がどういう基礎と立場とで、この問題ととりくんでいるかの詳細も知らない。にもかかわらず編集部から意見を求められてすぐに応じることにしたのは、昭和十五年頃私が従事していた研究がこの問題に関係があると考えて関心をもったこと、私の児童精神医学の臨床で就学延期の問題を処理しなければならぬ事例にしばしば出あうために、この問題に関心をもたざるを得ない生活をしていることによるので、今この問題を研究しているわけではないが、研究している方々に参考資料を提供する義務のようなものがあるように感じていたからである。私にとっては資料不足のため私と

どのような基礎で現行法令のような就学年齢の規定がなされたのかは知らないが、おそらく諸外国の例を参考として経験の蓄積による直観にてらしあわせたとすることもあるのであろう。

ここで私の研究業績を引用する。それは、「児童の容姿(身体形態)の転換に関する研究(名古屋医学会雑誌第五卷第四号)」及び、これに関連した二、三の研究論文である。(因みに容姿に関しては筆者近著「子どもの神経症」〔金原出版株式会社刊〕に容姿度を図示して要約解説しておいた)この研究はツェラー(一九三六年)が明らかにした事実、即ち人間は成人するまでに身体の全体としての形態、即ち容姿が二回大きく変化し、第一回は幼児期から学

童期にかけてであり第二回は思春期であって、前者を第一次容姿転換、後者を第二次容姿転換（第二次容姿転換については近刊「現代の精神衛生講座」〔誠信書房刊〕第三巻参照）と呼んだことについての日本人における追試と発展をなしたものである。ツエラーが第一次容姿転換の前後の容姿をそれぞれ幼児型及び学童型とし、転換途上の容姿を移行型としたのに対して、移行型は明らかに幼児型に近いものと学童型に近いものと、ちょうど中間のものに判別できる所から容姿度という尺度概念を作り、幼児型を1°、学童型を5°とし、移行型を2°・3°・4°とわけることにした。このようにして集計すると、容姿転換のようすがシグモイド曲線として図示でき、その曲線の交差点が、ちょうど容姿3°。年齢六才三、四ヶ月のところにあることがわかった。また行動観察によると、容姿度は知能年齢や生活年齢よりは、はるかに密接に生活態度に関係していることがわかり、容姿度は成熟度をあらわしているともみてよいと考えるにいたった。

このことを端的に示す二、三の例をあげてみる。小学二年生で、たまたま絵の上手な二人の児童があった。一人は写生画にすぐれているが想像画がかけない。他の一人は想像画にすぐれているが写生画がかけない。そして前者は容姿5°で後者は容姿2°であった。小学四年生になるとほとんどが全部が容姿5°になる。四年生というのは受験にも関係がないこともあろうし、精神分析的にいえば

潜伏期に入ったということもあろうが、成熟程度がそろおうということが学級管理を容易にするのではないかと思われる。経験的に楽な学級として最も多く新任教師が担任をあてがわれる学級である。小学三年から四年にかけて描画への興味を失なう児童の多くなるのは、想像画がかけなくなり写実が技術的に思うようにならないというためであろう。想像画のよろこびをつづけさせればこの年齢でも描画への興味は失なわない。

名古屋市内の当時の小針小学校で昭和十六年度の新入学一年生の学級編成に際して、一つの学級を容姿1°の少数の全員に容姿2°を加えて作り、別の学級を容姿5°の少数全員に容姿4°を全員加え不足の少数を体格の大きい3°の者をおぎなうて作った。前者に経験一年の女教師を、後者に経験十年の女教師を割あてた。そして担任には編成方法を秘密にしておいた。学期がはじまってまもなく、前者は学級としてよくまとまり経験の浅い担任にもかかわらず、前者は学級としてよくまとまり経験の浅い担任にもかかわらず、なかなか学級としてのまとまりがおこらず、一学期のおわり頃には担任は前者をみて、あせり苦しんだ。一学期がすんでから学年主任がはじめて編成を明らかにして、後者の担任が安心するとともに秘密にされたことを恨んだ。体操の時間、当時の一年生の指導要項に従うと、前者の学級はまことにかわらしい幼稚園の子どもたちの体操のようであり、後者のクラスでは、全くふさ

わしくなくばかにしているみたいにみえた。たまたま後者のクラスが体育の時間で運動場にいるのを見た校長室の来客が、あれは三年生ですか、ときき、校長から一年生だときかされておどろいたので、いあわせた私が、編成の仕様の説明をした。

小学一年生で神経症反応をおこした事例で、環境的に特に問題のない場合、<sup>I.</sup>Q.が高くて容姿度の低いのが大きい条件とみられることがあり、やわらかくまるるだけで、一年位の内に完全に正常化するのを見る。また一年生で<sup>I.</sup>Q.が低い容姿度も低い子どもは、三年位になると<sup>I.</sup>Q.が上がるのを見ることが出来る。これらのことから、容姿度は知能年令とは関係がないことがわかる。

以上のような私の研究と経験とから、小学生として義務年限を一年引き下げることに私は非常な心配をもっている。一学級は三十名以下とし、担任は幼児教育者として専門的に訓練せられた者でなければならぬ。だから、もし義務教育年限を下に一年延長するならば、それは幼稚園の一年を義務化するというかたちをとるのが安全ではないかと思う。

(三)

終戦後数年たって愛知学芸大学附属小学校で新教育の研究会があった。私は校医をしていたし興味もあって出席した。県内でさきがけて、その学童の実態調査にもとづいてカリキュラム・チ

ャートの発表があった。これには一年二年を基本的習慣形成期としてあったが、その内容をみると、多くは就学までに家庭で完了していなければならない事項であった。比較的に社会的地位の高い子どもが集まるとみられる附属小学校の児童についての調査にもとづいてのものであった。もっとも戦後の数年は社会的地位の低い家庭の子どもの方が何かにつけてめぐまれていたかも知れないが、私は当時の主事と、この一、二年は、むしろ家庭教育欠陥矯正期とすべきだと私的に討論したことであった。

私は義務教育を一年下へ延長することに必ずしも反対するため、この例を出したのではない。家庭教育でなすべきことを、このことによつて学校教育へ吸収する。というようなことにならないように十分な配慮が必要であるということをお願いしたのである。少なくとも家庭教育を、ことに幼児に対して充実させるはたらしめるような配慮をすることなくして、教育は学校というように考えすぎてはならない。精神衛生上の禍根をのこすことになるおそれがあるからである。

(四)

山下俊郎氏がかつて、就学に必要な知能年齢は五才以上であるといっておられた。私の臨床における就学延期適格判定基準の一つにこの意見を長年活用させてもらっている。就学を一年延期し

て知能年齢が五才に達する見込みがあれば、その他の条件を勘案して延期適当と判断するが、その見込みのない時は、むしろ延期せずに就学をすすめ、特殊教育の機会にめぐまれるように配慮する。また就学时六才半以下になる子どもで、一月の時点で未だ幼児型即ち容姿<sup>1</sup>を示す未成熟の幼児には、知能年齢五才以上に達する見込みはあっても就学延期をすすめる。それは就学初期条件をよくする精神衛生的配慮のためである。しかもそれは一学級が四十名以上になることを前提としてである。

前記小針小学校で、たまたまQ.をほぼ等しくし、容姿も共に<sup>2</sup>の男児二人を比較することができた。一人は平均容姿度の低い養護学級に属し、一人はそれより平均容姿度の高い普通学級に属していた。学級内人員には大きい差はなかった。学業成績は、養護学級に属する子どもの方がはるかに上位になっていた。一般的にいつて成熟度のすすんでいる学級の、小数の成熟のおくれている子どもは、学級生活からストレスをうけると考えなければならぬ。神経症反応とまではいかなくとも学習能率の低下が起こり得る。また、筋弱体質の児童について調査したが、一学級十名以内ばかりの学校（戦前私立小学校で、公立にきりかえられたばかりの小さい国民学校があった）の中ではこの体質の子どもに学習上の特別の異常はみられなかったのが、一学級四十名の学芸大学附属小学校では、始業はじめと下校時との計算能力の比較で、明らかに他の児童よりは疲労が多いことが認められた。即ち四十名を

こえる集団教育では、個々の児童の体質の偏位が何らかのかたちでハンディキャップになる可能性があると思われる。

一学級構成人員数の適正についての科学的研究をぬきにして就学年齢引き下げの問題を結論づけてならないことを充分警告しておきたいのである。

#### (五)

最後に私は、もし就学年齢を引き下げるなら、一年とかきらず、半年か一年半を引き下げるといふことも案として検討せられることを提案したい。もし二月の時点で、知能年齢五才以下及び容姿<sup>1</sup>を除外できるならば現在の指導要領を大幅にかえることなく、四月一日現在において満六才一日を最年少とするかわりに満五才六ヶ月一日を最年少とするように半年下げるとは充分可能ではないかと思うのである。その上に幼稚園一年を加えるなら、義務教育年限を下に一年半さげることになる。そしてこれは上を半年早めて修了させることになるわけである。このように生年月日の方で学制の年令を全体として半年引き下げるなら、現行制度と教育計画に、さほど大きい変更を加えることなく実現が可能であろうが、そうでない場合は、幼児の医学的及び心理学的研究を十分に検討した上で、尚教育学的にも充分基礎をととのえた上で実現をはからなければ、思わぬ障害にぶつかるのではないかと心配である。

（名古屋大学）